

江戸時代の浄土宗僧と真宗僧による一念義研究

森 新之介

問題の所在

鎌倉時代に浄土宗を立てた法然房源空（長承二年〔1133〕～建暦二年〔1212〕）の弟子に、成覚房幸西（長寛元年〔1163〕～宝治元年〔1247〕）がいた。幸西の新しい思想は「一念義」と称され、没後百年ほどはその門流が残存していたものの後に絶えた。

数百年後の江戸時代になって、源空を祖師とする浄土宗鎮西流と真宗本願寺派、大谷派の学僧たちは、幸西の一念義について研究していった。江戸時代の一念義研究は、当時の浄土宗と真宗の学問状況を知るために有益な題材である。またそれら研究には、後の研究に継承されていない優れた知見もある。

そこで本稿では、江戸時代の浄土宗僧と真宗僧による一念義研究について整理したい。

第一項 議論の前提

鎌倉後期、幸西についても述べる三書が成立し、以後の研究に莫大な影響を及ぼした。応長元年（1311）に東大寺戒壇院の華嚴宗僧である示観房凝然が撰述した『浄土法門源流章』一卷（以下、『源流章』と略す）と、これと前後して浄土宗で成立した作者未詳『法然上人伝記』九卷（以下、『九卷伝』と称す）、そして正和二年（1313）乃至正中元年（24）に山門功德院の舜昌が述作した『法然上人行状絵図』四十八卷（以下、『四十八卷伝』と称す）である。

凝然『源流章』大日本国浄教弘通次第は、源空門弟の第一として幸西を挙げ、その一念義について詳述した。

江戸時代の浄土宗僧と真宗僧による一念義研究

幸西大徳立^三一念義。言^三「一念」一者、仏智一念、正指^三仏心^一為^三念心^一。凡夫信心冥^三云^一仏智、仏智一念是^三弥陀本願^一。行者信念与^三仏心^一相応、心契^三仏智願力^一一念。能所無^二、信智唯一、念々相続、決定往生。（一六ウ～七オ）

幸西の所謂「一念」とは仏智一念であり、凡夫の信心がこれと契合することによって決定往生できる、と。撰者凝然は幸西の佚書『略料簡』と『一滴記』、『称仏記』から引用しており、その解説は大正時代に発見紹介された『玄義分抄』一卷とも整合するため、信憑すべきである。

他方、『九卷伝』と『四十八卷伝』の幸西についての記事は極めて疑わしい。『九卷伝』巻第六下「一念義停止事」は斯く始まる。

山門の西塔南谷の住侶に「金本坊の少輔」とて聡敏の学生也けるか、最愛の兒に送^後れて交衆倦かりければ、三十六の歳遁世して上人（源空…引用者註）の弟子となり、念仏門に入て「成覚坊」と申けるか、天台宗にひき^引いれて「迹門の弥陀」「本門の弥陀」を立て、「十劫正覚といへるは迹門の弥陀也。本門の弥陀は無始本覚の如来なるか故、弥陀と我等と差異なし。此謂^きをきく一念に事足ぬ。多念の数返甚無益なり」といひて「一念義」と云事を自立しけるを、上人「弥陀の本願は極重最下の悪人を助、愚痴浅識の諸機を救わんか為なれば、一形には^ゆけみ念^に捨さる、是正意也。無行の一念義をたて多念の数返を妨げん事、不^レ可^レ然」と仰られるを承引せず、猶此義を興しければ「我弟子には^非あらず」と棄置せられけり。〔…〕上人配国の後、成覚坊の弟子善心坊といへる僧、越後国にして専此一念義を立けるを、光明坊といへるもの不^二心得^一事にして、承元三年夏の比、消息をもて上人に尋申けるに付て〔…〕。

成覚房は卅六歳で遁世した後、本迹二門の弥陀を立て、この謂れを聞く一念に事足りて多念の数遍は無益だと説いた。源空は無行の一念義を許さず、なおもこの義を興した成覚房を破門した。建永二年(1207)に源空が南海に配流された後、成覚房の弟子の善心房が越後で一念義を立てた。これを光明房が不審として、承元三年(1209)に書状で源空に照会した、と。ここで所謂「一念」は仏智一念でなく、凝然『源流章』の説明と大きく異なっている。

この引用文の後には、同年六月十九日付の源空書状「遣北陸道書状」(了惠道光編『黒谷上人語燈録』巻第十「文永十一年」1274)成立)を和訳したものが載せられている。この越後国の「善心坊」とは、自ら「善信」と称することもあり、承元三年に同国にいたらしい親鸞を指すと考えられる。『四十八巻伝』巻第廿九第四段にも『九巻伝』巻第六下「一念義停止事」とほぼ同文があるものの、「成覚房の弟子等、越後国にして一念義をたてけるを」とあるだけで、「善心坊といへる僧」などは記述されていない。

第二項 浄土宗僧の闕異と真宗僧の禦侮

数百年後の江戸時代に浄土宗と真宗の僧たちが幸西について論じるようになったのは、ただ文運が昌隆し宗学が奨励されたからというだけでなかった。大正時代に村上專精が述べた如く、「寛文の初より起りて嘉永の頃に至るまで、前後凡そ二百年間の久しきに亘り、而も後に至るに随ひ愈々益々激論を加へ来り、文壇上の法戦暫時も休息なき状態なりき。但し其の論するところを見るに、終始一貫して、故聖人(親鸞)引用者註」の肉食妻帯を批難し、又其の一念義を破斥するにあり。前者は宗風に対する批難として、後者は宗義に対する攻撃なり。而して此を批難攻撃せんとする結果、故聖人を以て成覚房幸西の弟子なりとし、共に法然上人よりして破門の譴責を蒙られる墮落僧なりとするにあり。そのため江戸時代、浄土宗僧は闕異のため真宗僧は禦侮のため、それぞれ幸西に論及していった。

早い時期の例として、浄土宗西山流総持寺の某僧は『親鸞邪義決』一卷(亡佚。以下、『邪義決』と略す)を刊行して「成覚房弟子善心房親鸞云僧、越後国専立此一念義」(『親鸞邪義決之虚偽決』「後掲、二頁」所引佚文)と述べ、成覚房弟子の善心房親鸞が越後国で一念義を立てたとした。これは『九巻伝』などの「善心

房」の下に「親鸞」二字を加え、源空から呵責された越後国の誑法者を親鸞と断じたものであり、以後の議論に与えた影響は小さくない。『邪義決』刊行直後の寛文三年(1663)、真宗僧の筆名「帰郷子」は『親鸞邪義決之虚偽決』一卷を刊行し、「誣云「成覚房弟子善心房親鸞」、寧非「瞎漢」耶」(三頁)と反駁した。

また六年後の寛文八年に、鎮西流祖とされる聖光房弁長(応保二年「1162」嘉禎四年「1238」)の『念仏名義集』三巻が刊行された。その巻下付録に

『本朝高祖伝記』巻六抜 古本之写 (一五オ)

として『九巻伝』巻第六下「一念義停止事」が引載され、その「善心房」の右傍に「親鸞ノ一也」と小書された(一六ウ)。これもまた越後国の誑法者を親鸞としたものであり、以後、諍論は殆ど浄土宗鎮西流僧と真宗僧の間で展開されていった。

宝永元年(1704)、鎮西流の中阿阿智纂述・良照義山重修で、『四十八巻伝』の校註書である『円光大師行状画図翼賛』六十巻(以下、『翼賛』と略す)が刊行された。同書は諸史料を博搜した成果の一部として、巻第四十八(一〇オウ)で凝然『源流章』などから幸西についての記事を抄出しただけでなく、当時数家に秘蔵されるのみで流布していなかった三条長兼『三長記』の元久三年(1206)二月卅日条を巻第卅一(一ウ)に引載した。先行研究では指摘されていないようであるが、これは後の研究に大きく裨益したと考えられる。

十二年後の正徳六年(1716)、真宗僧の筆名「芸広城下隠子九々老衲」は『浄土真宗流義問答』巻第一上第六条(以下、『流義問答』と略す)で『邪義決』に斯く駁した。

邪義決房へ申ス。カヘス。成覚房ハ、一念義ノ邪義ヲ立ラレシニヨリテ、上人(源空)引用者註ノ御門下ヲ擯出セラレタマフ人ナリ。其上成覚ハ、サセル智者学匠ニモアラス。夫故、一部一卷ノ假名法語タニモ世ニノコサレヌ、増テヤシカトシタル述作ハ云ニモ不レ及。カ、ル僻僧ヲ、何故ニカ(…ト)親鸞大徳ノ聖人、何ソ我ヨリモ拔群劣タル成覚房ヲ豈師匠トシタマハンヤ。思テ見ツヘシ。(一八オウ)

成覚房は智者学匠でなく、一念の邪義を立てたことで擯出された。そのような者を祖師親鸞が師とすることは有り得ない、と。

しかし『九卷伝』と『四十八卷伝』でさえも、前項で見た如く幸西を「聡敏」と評していた。その遺書が亡佚したからと言って、智者でなかったということにもならない。そのため、西山流の某僧『邪義決』の難破だけでなく、真宗の九々老衲『流義問答』の反破もまた浅薄だったと言わざるを得ない。

当時から今日に至るまで幸西研究にとって最大の桎梏は、『九卷伝』の幸西についての疑わしい記事をほぼそのまま継承した、『四十八卷伝』だと言ってよい。¹⁰ 同伝を勅修御伝として尊崇していた浄土宗鎮西流僧の幸西研究に、見るべきものは稀であった。

他方の真宗本大両派僧は、九々老衲『流義問答』のように通説を信じて足れりとしてはいらなかった。そもそも、親鸞の曾孫にして本願寺第三世とされる覚如宗昭(文永七年「1270」)観応二年「1351」は一念義を学んだことが、遺弟の乗専『最須敬重絵詞』巻第五十九段(文和元年「1352」成立)に斯く明記されている。

〔宗昭は…引用者註〕慈光寺ノ勝縁上人ニ対シテ、一念ノ流ヲモ習学アリケリ。コレモ『凡頓一乗』、『略観経義』、『略料簡』、『措心偈』、『持玄鈔』ナトイフ幸西上人ノ製作、ユルサレニヨリテカキトリ給ケリ。

宗昭は慈光寺勝縁に就いて「一念ノ流」を学び、幸西遺著の『凡頓一乗』などを書写した、と。たとえ親鸞が幸西の弟子でなかったとしても、江戸時代の真宗本大両派が幸西の流れも汲んでいることは動かし得なかった。そのためもあつてであろう、同宗両派僧は、幸西は一念の邪義を立てて源空から破門されたとする通説を疑うようになっていく。

義山没後第十三年の享保十四年(1729)、遺弟の見阿素中は先師の遺稿を『御伝翼賛遺事』一卷として刊行した。これに駁して、真宗本願寺派の日溪法霖(元禄六年「1693」)寛保元年「1741」は『弁翼讚遺事』二巻を著わし、「一念義」「多念義」、名出於成覚隆寛門人、不関其師(三三六頁)とした。筆者は、「一念義」は幸西の門人が自称したものでなく他流から他称されたものだと考えているため、「一念義」の名は幸西の門人に出づとする法霖の説に完全には賛同できない。しかし何れにせよ、これは幸西が自義を「一念義」と自称したとする通説を懐疑した卓見である。

後の大正時代に幸西の佚書『玄義分抄』が発見されると、これを用いて梯実

江戸時代の浄土宗僧と真宗僧による一念義研究

円は「幸西は、自身の立場を真宗とか真門とよんでいて、一念義とはいっていない¹¹」と指摘した。幸西が自義を「一念義」と自称しなかったらしいという意味では、法霖の説の正しかったことが裏付けられた。今日、法霖や梯の指摘が殆ど顧みられていないことは遺憾である。

第三項 宗名争と一念義研究

江戸後期の安永三年(1774)、真宗本派の江戸輪番築地別院は同宗大派の江戸輪番浅草別院とともに、宗名を従来の「一向宗」などでなく「浄土真宗」で統一してほしいと幕府寺社奉行に歎願した。当時、築地輪番として寺社奉行と折衝していた慶証寺の第七世は、法霖法孫の景耀玄智である。¹² これについて寺社奉行から諮問された浄土宗鎮西流の江戸増上寺は不当と答申し、翌四年に所謂「宗名故障書」を呈上したことで、所謂「宗名争」が勃発した。

この真宗諸派と浄土宗鎮西流による諍訟が拡大して、親鸞は源空の弟子でなく、源空から破門された幸西の弟子だったのでないかということも問題になった。真宗本派慶証寺の所謂「宗名故障書弾文」に駁して、鎮西流は「一向宗復答書返破」で斯く主張した。

往昔、叡山之成覚坊幸西と申者、我流祖大師(源空…引用者註)之座下に参し弟子之分に列り候処、一念之新儀を立つる故、「我弟子にあらず」と門下を擯出せらる。彼宗祖師親鸞も右幸西に随て、一念之新義を立、越後国に遠流せられ候。弥盛に此儀を立るゆへに、我祖師此儀を停止して、「一念新義を立る輩は我弟子にあらず、天魔なり、外道なり」と呵責し玉へり。此儀、『勅修伝』二十九巻に委細あり。凡仏法には師命に背をもつて第一之罪とす。然に彼親鸞は背師にして、今も其子孫未流なり。(四六〇〜七〇)

我祖大師之弟子に親鸞と申者無之候。大師一代之実伝に一切無之候。親鸞又は善信房と申者、越後国におゐて成覚房幸西之弟子にて、一念義を立る故、是を呵責し玉ふ事、鎮西上人の『名義集』に委曲せり、『勅修伝』に略して被載たり。(六一〇〜ウ)

直後の安永六年、玄智は『浄土真宗御宗名顕真弁』一卷(以下、『顕真弁』と略す)を寺社奉行に呈上し、鎮西流の「一向宗復答書返破」に斯く駁した。

案ズルニ、成覚所立ノ一念義ハ、『浄土源流章』ニ叙スルヲ見申候ニ義趣

幽邃ニシテ、元祖ノ所破ニハ当サルヤウニ相見申候。〔…〕「成覚ハ、黒谷門下ノ擯出」ト申モ、鎮徒ノ誣説ト罷存候。コトニ吾祖ヲ「成覚ノ弟子」ト申フ、跡方モナキ妄説ニ御坐候。 (三四ウ)

〔鎮徒は…引用者註〕我祖ヲ「円光大師ノ弟子ニアラズ」ト云義ヲ相ノベ申候。鎮徒共、前來ヨリ当宗ノ繁昌ヲ嫉妬致シ候ヨリ申候義ニシテ、彼徒ノ誣説今ニハジメヌ事ニ御坐候。 (傍記「妬カ」ママ、四四オ)

玄智が『源流章』を根拠として、幸西義は義趣幽邃であり源空所破の一念義でなかつたようだと言ったことは、卓見と言つてよい。¹⁶一念の邪義を幸西の所立とする『四十八卷伝』などの記事を「鎮徒ノ誣説」と断じたことも、当時としては極めて大胆であつた。

先行研究では、善裕昭が「江戸期浄土宗・真宗における幸西研究は、『源流章』を中心史料としていたようである」と述べたが、これは誤りである。浄土宗鎮西流は、自分たちが勅修御伝として尊崇していた『四十八卷伝』を金科玉条として真宗を難破し、真宗の玄智などは『源流章』を根拠として反破した。

例えば、やや前後して明和五年(1768)に真宗の秀田が『真宗安心茶店問答』二巻を刊行すると、祖海敬首(天和三年「1683」)寛延元年「1748」の遺弟らしき鎮西流僧は破文『一念義破文』一卷で、「忝モ天子自ら御震翰ヲ染サセ玉ヒテ、天下後世ノ龜鑑ト諸宗一同ニ仰キ奉ル大師ノ「御伝」ニハ、幸西(親鸞モコレト同シ)ガコトヲ「外道ナリ、邪人ナリ、畜生ナリ」ト、大師コトノ外呵責シ追放シ玉エリ」と述べている。これを反破して、真宗本派の欽願仰誓『彈妄編』巻上(安永十年「1781」)成立が「汝カ家ノ口癖ニ、何ソト云ト「天子ノ御震翰ヲ染タマフ「御伝」ト自負スルコト、ツ子ノナラヒ耳ニタチテキ、ニクシ」(三三オ)と述べたことは異とするに足らない。

また、安永六年(1777)に同派の玄智が前述の『顕真弁』を呈上すると、翌七年、鎮西流の往譽單靈は『鸞徒顕偽弁』一卷で次の如く、やはり源空と親鸞は師弟でなかつたと主張した。

具眼の人、誰か『勅修』に背て「親鸞は…引用者註」直授の門弟なり」といふ事を信用せんや。 (八ウ)

一念義は親鸞自立の偽法にして、円光大師の法流に違背すること明白なり。 (三三ウ)

これもまた浅薄な批判だと言わざるを得ない。

今日から見れば、双方の学僧の多くは自讃毀他のため、自宗にとって有利な史料を用いただけだとも言ひ得る。しかし動機が何であれ、この宗名争が一念義研究を促進したことは疑いない。

鎮西流の宗学者であつた性譽妙瑞(未詳)天明七年「1787」は、恐らく宗名争の勃発直後であろう、『弁一念義』一卷を著わして斯く論じた。

『伝』〔四十八卷伝〕巻第四十八：引用者註〕文云、「行空与三成覚共立一念義」。然則、此二人所立仏智無二之一念義、昭乎明矣。今要二計之旨、其言異意同者。其外相似互示二辺、其内証以是同穴野狐。故其所立一毫釐不差。 (六オ)

親鸞入幸西之門、潤色僻解、専弘一念義。 (一一ウ)『四十八卷伝』によれば、行空と幸西は「言異意同」の「同穴野狐」だった。その幸西に親鸞は入門し、一念義を弘通した、と。妙瑞は、『東宗要玄談』一卷(安永七年「1778」)自跋と『徹選択集私志記』三巻(以下、『私志記』と略す)などでもこの同穴野狐説を繰り返している。¹⁹

当時利用できた諸書を通覧した妙瑞は、行空と幸西、親鸞の用いた表現が異なることを認めざるを得なかつたのであろう。しかし妙瑞は、そのような不同は皮相なものでしかないとし、三人は「言異意同」の「同穴野狐」すなわち同じ穴の貉の一念義だとして、『四十八卷伝』の記事を是とした。²⁰

そして江戸末期、真宗大谷派の亀水了祥(天明八年「1788」)天保十三年「1842」は一念義について多くの卓見を示した。『異義集』巻第一には「幸西ノ真説ヲミルハ、『源流』ヲ正トスヘシ」(四三四頁)とあり、『自力他力事所聞記』巻上(天保八年「1837」)講説には「今ノモノガヤタラニ一念ヲ「邪義々々」ト思フハ、大キナ心得違ヒ」(其五)、「ヤタラニ一念ト云ハ鬼ノヨフニ思フ、サウイフ杜撰デハ宗意ハワカラヌ。一念ノ云所モ大ニ道理アリ」(同前)とある。これらは膚学の能く言う所でない。

これと前後して同宗本願寺派の某僧も、『見影録』一卷(天保十四年「1843」)成立で斯く述べた。

戒壇然公(戒壇院凝然…引用者註)『浄土源流章』ニ幸西自撰ノ書ヲ引テ、詳ニ仏智ノ一念ノ相ヲ弁ス。〔…〕然公ハ親ク披閲ノ其義ヲ記ス、其説信ス

へシ。其所^レ述幸西^ハ、^ハ智^ハノ^ハ一念^ハ、^ハ吉水『九卷』、『十卷伝』、『黒谷伝』等ニ云所ノ如キ浅略ナルモノニ非ス。

凝然『源流章』は幸西佚書を引用しているため、そうしていない『四十八巻伝』などよりも信憑すべきだと。これは、依拠している先行史料によって史料価値を判断すべきだという、今日の方法論にも通ずるものである。

ただし、右に挙げた『弁翼讀遺事』以下の諸書の多くは写伝されるのみであつたため、広く読まれなかつた。寺社奉行からの沙汰を待っている問題について私見を顕名で刊行すれば、本寺からの咎めを招くためであつたろう。また、『四十八巻伝』には勅伝としての權威があつたため、その記事への批判を公刊するようなことは憚られたのかも知れない。

第四項 経歴 『源流章玄談』と恵龍 『源流章玄叙』

他方で江戸後期、『源流章』の注意すべき講録が二つ作られた。浄土宗鎮西流の十誉経歴(元文五年「1740」)と文化七年「1810」による『浄土源流章玄談』一卷(以下、『源流章玄談』と略す)と、真宗大谷派の紫江恵龍(宝暦九年「1759」)と文政十三年「1830」による『浄土法門源流章玄叙』一卷(以下、『源流章玄叙』と略す)である。

後者は文化十三年(1816)、科本『源流章』とともに二冊本として刊行された。その二年前の十一年付題記によれば、「南筑真勝寺恵龍師」が講衆の求めに応じて『源流章』の玄叙と本文科節を述べたところ、自分たち講衆数人がこれを四方に伝えんことを請い、師もまた強いてこれを拒むに忍びなかつたため刊行に至つた、という。

両講録は幸西の一念義について、それぞれ斯く述べている。

| 経歴 『源流章玄談』 | 恵龍 『源流章玄叙』 |
|--|--|
| 問、「幸西 ^ハ 一念義 ^ハ 、 ^ハ 非 ^ハ 邪義 ^ハ 。既元祖 ^ハ 「付仏法外道也」云云。今云、 ^{此義^ハ美^イ} 難思、有 ^ニ 種々 ^ノ 疑難 ^ニ 。如 ^レ 是有 ^ニ 疑難 ^ニ 故、此 ^ハ 「章」中 ^ハ 一 ^ノ 大難関也。今私設 ^ニ 会釈 ^ニ 通 ^レ 之 ^ニ 。」(八ウ) | 問、「幸西坊 ^ハ 一念義 ^ハ 、 ^ハ 豈 ^ハ 非 ^ハ 邪義 ^ハ 耶。既元祖 ^ハ 「付仏法外道也」云云。今謂、 ^{此義^ハ美^イ} 難思、有 ^ニ 種々 ^ノ 疑難 ^ニ 。如 ^レ 此有 ^ニ 疑難 ^ニ 故、是 ^ハ 「章」中 ^ハ 一 ^ノ 大難関也。今私設 ^ニ 会釈 ^ニ 通 ^レ 之 ^ニ 。」(一一ウ) |

江戸時代の浄土宗僧と真宗僧による一念義研究

問、「何彼一念義所立、非^レ邪耶」。答、彼所立之^ハ仏智慧一念者、元基相^ニ对多念^ニ非^ニ一念^ニ也。彼問人所^レ弘^ニ一念定可^ニ邪義^ニ、今仏智一念約^ニ自己法体^ニ成^ニ立^ニ之^ニ。案其所立意、弥陀仏願非^レ求^ニ於外^ニ、我心法体也。所^レ言「法体」者、衆生在纏之本覚、而外以^ニ機情之信心^ニ非^レ称^ニ彼仏名号^ニ。歸^ニ我心法体本覚之本仏^ニ称^ニ名号^ニ、即全弥陀仏与^ニ自心^ニ同体而更無^レ異^ニ、弥陀仏自所^レ当^ニ称^ニ自名号^ニ也、此生仏入^ニ乎不二之心^ニ也。名^ニ「一乘」、亦名^ニ「心一乘」。弥陀直称^ニ自名号^ニ、即一念即元是弥陀之智慧也。此名^ニ「智慧一念」。(九ウ〜一〇ウ)

彼所立、約^ニ仏智法体^ニ成^ニ立^ニ一念義^ニ、大同^ニ花嚴性起法門^ニ。如何者、今仏智一念法体者、在纏本覚也。爾契^ニ仏智一念者、於^ニ在纏因^ニ具^ニ出纏果法^ニ。是生仏互撰之本覚也。今凝然師^ニ花嚴宗報^ニ之達将^ニ故、彼所立^ニ仏智一念^ニ、能契^ニ自宗性起法門^ニ、似^ニ同生仏互撰本義^ニ。故是凝然師^ニ練^ニ本習之義^ニ故、具見^ニ述^ニ彼所立義^ニ。(一〇ウ〜一一ウ)

今時人不^レ許^ニ幸西之^ハ一念義^ニ者、尤爾。亦曾不^レ知^ニ下^ニ立^ニ一念義^ニ彼素意^ニ。故当^ニ此「章」之^ニ至^ニ此段^ニ、不^レ能^レ解^レ之^ニ。是不^レ知^ニ元意^ニ故。(一一ウ)

一念義所立誠以此「章」難解^ニ、而抄物中曾無^ニ解^レ之書^ニ。故亦所立素意甚難^ニ知^ニ。是故今私不^レ得^レ止^ニ而具解^ニ所立義^ニ。学者得^レ意^ニ之知^レ之^ニ。(一二ウ)

一見して明らかなく、両書にはほぼ同じ文章がある。そして、ともに『源流

『源流章』によつて幸西の所謂「一念」とは一称でなく一心であることを正しく指摘しつつ、我が心の法体本覚の本仏に帰して名号を称えることが幸西一念義であり、邪義としての一念義はその門人が弘めた所だ、という同書に見えない説を述べている。また、華嚴宗僧である凝然が幸西の仏智一念義を具述したのは、これが自宗の性起法門と大同だからだ、という特異な解釈も共通している。これらが暗合だとは考えられない。

『源流章玄談』講者の経歴は、鎮西流僧であるとともに華嚴学者でもあった。今津洪嶽の考証によれば、経歴は寛政二年（1790）に浪華から下つて筑紫熊本で講を開き、翌三年春から熊本往生院に住持して同年十月に帰坂し、文化七年（1810）に七十一歳で没したという²²。また後世成立の「釈大然師小伝」は、「享和五年浪華の経歴師柳川真勝寺に來りて華嚴性起縁起の講義あり。師〔南嶽大然：引用者註〕も亦その席に加はり、同寺の学舎に在ること久しかりき」という。享和は四年（1804）で改元されたため「享和五年」という時期に問題はあがるが、経歴が筑後国柳川藩にある真宗大谷派の真勝寺でも華嚴学の講を開いたらしいということは重要であり、恵龍は同寺の第十一世であった²³。

恐らく経歴は、招かれて柳川で華嚴学を講じ、その一環として華嚴宗の凝然『源流章』についても講じたのであろう。ただし、『源流章』の幸西義についての記事を純粹に解釈すると、『四十八卷伝』のそれと抵触することになってしまふ。鎮西流僧である経歴は、我が心の法体本覚の本仏に帰して名号を称えることが幸西義だと解釈することによって、『四十八卷伝』と『源流章』を会通しようとしたのであろう。そして恵龍は柳川で経歴『源流章玄談』を読み、その説を剽窃して『源流章玄叙』を刊行したに違いない²⁵。

経歴『源流章玄談』は写伝されるのみで殆ど読まれなかったようであるが、科本『源流章』とともに刊行された恵龍『源流章玄叙』は版を重ねた。明治廿九年（1896）に真宗本願寺派の前田慧雲は、恵龍『源流章玄叙』から前掲の「彼所立仏智一念者、非相対多念一念也。〔…〕弥陀直称自名号、則一念即元是弥陀之仏智、此名「仏智一念」〔二二〇ウ〕を引用して、斯く評した。

右は何に拠て如此の説をなせしや頗る不審なり。〔…〕源流章の文は如何に曲会せんとするも右恵龍の説の如くには解し得られざるなり。蓋し恵龍

は勅修伝楷定記等に皆幸西の法門を本覚心性の所談の如く記述しあるによりて、一概に彼の説を執じてその眼を以て強て源流章を解し去りしものならん歟。〔…〕然るに多念の浄業を払ふ所の一念義を斥して、彼門後輩所弘の邪計なりとするは頗る卓見なるもの、如し²⁷。

前田の言う如く、恵龍『源流章玄叙』は明らかに『四十八卷伝』と抵触しないように『源流章』を解釈している。真宗僧の恵龍がそのように解釈した理由を前田は理解できなかったが、これはそもそも恵龍の幸西義理解が経歴のそれ由来していたからであろう。

結語

以上本論では、幸西の一念義が江戸時代の浄土宗僧と真宗僧によつて如何に研究されたかを整理した。

鎌倉後期成立の『九卷伝』と『四十八卷伝』には、幸西が本迹二門の弥陀や一念の邪義を立てて源空から破門されたという記事がある。殊に『九卷伝』では、幸西弟子の「善心坊」が承元三年に越後国で一念義を弘めたとされる。江戸時代、浄土宗僧は両伝などを根拠に、親鸞門流の真宗を邪徒の門流として難破した。侮りを蒙った同宗僧は当初、浄土宗僧と同じく『四十八卷伝』などに依拠して幸西を邪徒とし、祖師親鸞はそのような邪徒の弟子でないと反破した。しかし真宗本願寺派僧は、本願寺第三世とされる宗昭が一念義を習学していたこともあつてであろう、後に幸西は邪徒だったとする通説を懐疑し、『源流章』を根拠として反破するようになる。その見識の一部は、幸西の佚書『玄義分抄』を利用できるところになった今日の研究にとつても有益なものであるが、殆ど忘れられている。

他方の浄土宗僧は、『四十八卷伝』を勅修御伝として尊崇していたため、その記事に泥み創見に乏しかった。ただし同宗の華嚴学者でもあつた経歴は『源流章玄談』で、幸西の所謂「一念」が一称でなく一心であることを正しく指摘しながら、その解釈をやはり『四十八卷伝』の記事に付会した。この経歴講録を剽窃したのであろう真宗大谷派の恵龍『源流章玄叙』は、『源流章』を何故か『四十八卷伝』の記事に付会して講じたものとして、後の研究で批判された。

これらの整理結果は、研究が如何に時代状況から制約され易いかということ

や、剽窃などは二百余年を経ても発覚し得るといふことなどを示していよう。先行研究は必ずしも巨人の肩に比喩されるほどに偉大でなく、盲信すべきでない。筆者もまた自省自戒するのみである。

註

本稿で用いた史料の書誌は次の如し。引用では適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

- 『源流章』：慶安三年（1650）版。『一念義破文』（請求記号「一八七・三〇・一」）、『九卷伝』（宝暦十年「1760」慧城寄付本、請求記号「一五一・六・七二・九」）、『源流章支談』（請求記号「一五一・一〇・一」）、『弁一念義』（文政七年「1824」書写本、請求記号「一五七・五九・一」）：大正大学付属図書館蔵。『四十八卷伝』：法然上人絵伝集成（総本山知恩院・浄土宗）。『親鸞邪義決之虚偽決』、『弁翼讚遺事』、『顕浄土真実教行証文類光融録』、『異義集』：真宗全書（蔵経書院）。『念仏名義集』：寛文八年（1668）版。『流義問答』：正徳六年（1716）版。『最須敬重絵詞』：大系真宗史料（法蔵館）。『二向宗復答書返破』（請求記号「一九七・一・二二二」）、『見影録』（昭和二年「1937」書写本、請求記号「一六一・三〇」）：龍谷大学大宮図書館蔵。『顕真弁』（明治卅七年「1904」書写本、請求記号「二〇四・九〇」）、『鸞徒頭偽弁』（同年書写本、請求記号「二〇四・五二」）：東京大学史料編纂所蔵。『弾妄編』（請求記号「蔵・真・二二〇」）：京都大学附属図書館蔵。『自力他力事所聞記』（明治四十二年「1909」書写本か、請求記号「宗大・二二七」）、『法水分流記』（元禄九年「1696」匪空書写本、請求記号「宗丙四二」）：大谷大学図書館・博物館蔵。『源流章玄叙』：文化十三年（1816）版。『吉水法流記』：牧哲義『吉水法流記』『法水分流記』の翻刻とその研究（『東洋学研究』三〇、1993）。『私志記』：浄土宗全書（山喜房仏書林）。『柳河明証図会』：柳川市史料編（柳川市）。『永代録』（史料番号「真勝寺文書纂一五」）、『旧柳河藩誌』（史料番号「柳河藩政史料五三八〇」）、『真勝寺記録』（史料番号「真勝寺文書纂一三二」）、『真勝寺之記』（史料番号「真勝寺文書纂一四」）：柳川古文書館蔵。
- (1) 幸西が源空から破門されたと考え難いことなどについては、拙稿「成覚房幸西への誤解——安楽房遵西と法本房行空に着目して——」（『浄土学』六一、2025）参照。
- (2) 村上專精『真宗全史』、丙午出版社、1916、六七二―三頁。
- (3) 前田寿雄は、『邪義決』成立当時の総持寺住持は南楚大江だったらしいことなどを指摘し、明確な根拠となる資料は見あたらないが、南楚上人が何らかの形で『邪義決』に関与したのではないだろうかと考えられる」と推測している（『親鸞邪義決之虚偽決』の研究）、『龍谷教学』四〇、2005、一〇〇頁。
- (4) 九々老衲『流義問答』巻第一上第六条によれば、帰郷子は自分九々老衲の学友「玄覚坊トイヘル僧」であり、当時は和州吉野を巡回していたがたまたま故郷の紀州に帰り、同地で『邪義決』を読んだという（一四〇）。井上哲雄は玄覚を真宗本派の学寮初代能化とされる照黙西吟の弟子とする（『真宗本派学僧逸伝』、永田文昌堂、1997

江戸時代の浄土宗僧と真宗僧による一念義研究

9、八五頁）が、根拠不明。

(5) 後世、山上正尊も『邪偽決』について「『九卷伝』には親鸞の高諱は無いのに今此二字を加へてある。これは「…」許し難い誣謗である」としている（徳川初期に於ける親鸞悪罵の研究）、『真宗学報』八、1931、一四頁。

(6) 開版者によれば、この古本「本朝高祖伝記」なるものは「本山善導寺」の蔵書だという（巻下二三ウ）が、未詳。なおこの「本朝高祖伝記」は、『九卷伝』の異名というよりも源空伝の異名と考えるべきである。正信房湛空『伝法絵』二巻（嘉禎三年「1237」成立）の分巻された写本四巻（井上山光明院善導寺蔵）は、前二巻の内題と外題に「本朝祖師伝記絵詞」とあり、これは江戸時代の異筆らしい。また、高瀬承厳は江戸中期の恵山書写本「本朝念仏祖師法然上人極伝抄」五巻二冊（巻第四残欠）を入手し、これを『正源明義抄』九巻の異本か祖本だろうと推定している（同「本朝念仏祖師法然上人極伝抄に就て（上）」、『仏教学』一一・一一、1925）など参照。恐らく、源空伝は「本朝祖師伝記」なども通称されていたのであろう。これは、善導を震旦念仏祖師とし源空を本朝念仏祖師とするものであったかも知れない。

(7) 寛文版「念仏名義集」が「善心房」の右傍に「親鸞ノ一也」と小書したことなどについては、真宗大派の得岸恵空『異執決疑編』巻上「一念混疑」第一（元禄八年「1695」自序）で反駁されている。

(8) ただし山上正尊は、義山が『翼賛』や『円光大師御伝随聞記』で考証を装いながらも親鸞を貶めていた、と批判する（徳川中期に於ける親鸞悪罵の研究）、『真宗学報』一一、1932、一〇頁。

(9) 九々老衲については未詳。ただし、正徳六年（1716）に九九すなわち八十一歳であつたらしいため、寛永十三年（1636）の生まれであろう。

(10) なお両伝の成立時期について、『四十八卷伝』を先とし『九卷伝』を後とする異説もあるが、筆者は『九卷伝』が先で『四十八卷伝』が後だと考えている。この問題については別稿で論じたい。

(11) 「慈光寺ノ勝縁上人」とは、凝然『源流章』で「幸西門人」とされている「正縁大徳」（二二ウ）であり、善偉堯恵『吉水法流記』（永和元年「1375」成立）で幸西門流とされる「証円法師」（傍記ママ）であり、了日静見『法水分流記』（永和四年「1378」成立）でやはり幸西門流とされる「勝縁」「正縁」であろう。宗昭の一念義習学を乗専は全く隠そうとしておらず、「一念ノ流」は邪流でなく「西山ノ法門」「長楽寺ノ門風」と同じくただの異流とされている。神子上恵龍も「幸西関係のことを記述するに当つては、必しも批判的ではない」と指摘している（宗祖と法然門下の思想交渉——幸西と親鸞——「初出1957、第十五章」、『真宗教学の研究』、永田文昌堂、1972、三〇八頁）。

(12) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』（伝久寺、1973、二八九頁）の考証によれば、『最須敬重絵詞』は天和元年（1681）乃至三年に刊行されたらしい。

(13) 梯実円『玄義分抄講述——幸西大徳の浄土教——』、永田文昌堂、1994、七三頁。

(14) 玄智と宗名争については、本願寺史料研究所編『本願寺史』二（浄土真宗本願寺派

宗務所、1968、二四九(六九頁)や大在紀「文殊院釈玄智師の事績について」(『宗学院論集』六七、1995)など参照。

- (15) 「一向宗復答書返破」は筆者による仮題。現存唯一の写本であろう龍谷大学大宮図書館蔵本は、内題なし、尾題「一向宗復答書」(名宗名再答書)、外題「宗名再答書 全」、撰号なし、墨付八十六丁、丁付あり。本書は「彼宗の復答書」(三三ウ)を「逐一に返破致し候」(五五才)ており、本論後掲の「顕真弁」もその所破を「一向宗復答書返破」ト題セル書(一才)と称している。そのため、本書は本来「一向宗復答書」に「一向宗」の名を嫌われ「宗名再答書」とも別称されたのであろう。

- (16) 玄智は後に、『顕浄土真実教行証文類光融録』巻第十四(寛政二年「1790」自序)でも斯く述べた。

雖幸西所立、不違義者不_レ得不用。況一念義弊、自成覚弟子、非成覚房。『浄土源流章』略叙幸西義。意趣幽邃、不_レ同『西方指南鈔』等所載吉水所破(一念義者也)也。(三九六頁)

たとえ幸西の所立であろうとも、義に違わなければ用いざるを得ない。しかも、『源流章』の略述した幸西義は意趣幽邃であり源空所破の一念義と同じでなく、その弊は幸西の弟子から出たものだ、と。

- (17) 善裕昭「幸西の一念義(一)」、『仏教大学大学院研究紀要』一八、1990、五四頁。

- (18) 「一念義破文」については、星俊明「『円戒念仏一致章并一念義而破文』について」(『浄土学』五五、2018)参照。本稿で用いた大正大学付属図書館蔵本には奥書「寛延四年辛未夏六月」があり、仏教大学紫野図書館蔵本(請求記号「宗書二〇九七」)には題下撰号「瓔珞庵大菩薩記」と奥書「宝曆八(戊寅)年南呂 菩薩戒沙門義弁書」がある。しかし星が指摘したように、本書の所破は明和五年(1768)刊行の『真宗安心茶店問答』であろうから、成立年が寛延四年(1751)や宝曆八年(1758)だとは考えられない。記して後考を待つ。

- (19) 妙瑞の『弁一念義』と『私志記』の成立時期は不明であるが、『私志記』巻上第二条「捨難行帰正行之篇」で「予所述『弁一念義章』及『東宗要玄談』に譲積している(原割註、一四二頁)ため、『東宗要玄談』は『私志記』に先行する。そして、『弁一念義章』及『東宗要玄談』という順で挙げられているため、『弁一念義』は安永七年(1778)自跋の『東宗要玄談』に先行し、宗名争が勃発した安永三年の直後、これを意識して著わされたものかも知れない。

- (20) 他方、先行する『翼賛』巻第廿九は「一念義ヲ立タル人、一二ニアラス。サレハ人々ノ意見ナリ」(一才)として、「念義者たちの意にも不同があるだろうと認めていた。

- (21) 科本『源流章』と恵龍『源流章玄叙』の初版本は、東海学園大学図書館哲誠文庫蔵の文化十三年版(請求記号「一八八・六・G・一〇二」)であろう。同版は沢田吉左衛門と菊屋長兵衛、天王寺屋市郎兵衛の共版であり、後に刊年が削られて沢田吉左衛門の単独行となり、明治維新後も文栄堂沢田友五郎から刊行された。

- (22) 今津洪嶽「藤田寺十誉経歴和上と其の門流」(『宗教界』一一、一一二、1916)参

照。なお、遺弟の琢誉仁鏡の甥である冠誉慧嚴が安政六年(1859)付で撰した経歴墓碑銘は浄土宗宗典刊行会編「略伝集」(『浄土宗全書』一八、1913)に翻刻されているが、これは誤脱が見えるため、松原恭謙「経歴上人の墓碑」(『無尽燈』二一、一〇、1916)も参照すべきである。墓碑は経歴旧住の藤田寺が廃類したため、仁鏡旧住の超心寺に移立されたという。

- (23) 浮羽史談会編「浮羽先哲遺芳」二、浮羽史談会、1919、一五ウ。

- (24) 真勝寺と恵龍について、西原一甫「柳河明証図会」巻下(文政九年「1826」)天保十五年「44」成立)は「山真勝寺。浄土真宗東派。(…)今十一世、当住恵龍に至て院家免許御坊御免あり」(空格ママ)とする。また中山小学校創立百周年記念誌編集委員会編「中山小学校創立百周年記念誌」(中山小学校創立百周年記念事業委員会、1993)は、同藩中山の白鳥山照安寺について「歴代住職の中で殊に学僧として世の中の子弟の教化育成に務めた方に寛政年間に、七代住職がいる。その名を積恵龍と言った。寛政四年七月二日、柳川真勝寺の第十一世住職として転住し、真勝寺学寮に専念された。その学徳は本願寺に達し、本願寺学寮の講師として迎えたいとの命があつたほどである。晩年、中山に帰りかねて研鑽していた浄土源流章玄叙の注釈書を完成されている」(二二五頁)という。この『中山小学校創立百周年記念誌』の記事は、恐らく照安寺蔵の史料に依拠しているのであろうが、柳川古文書館に寄託されていないため筆者未見。

恵龍が当初、照安寺の住職であったことは、文化二年(1805)六月十日付の寺社奉行不破忠右衛門から真勝寺への書付(『真勝寺記録』)に「其方照安寺在任之中、法儀学問厚心懸、猶又当寺住職以来も弥出精有之」とあることによつて裏付けられる。また、寛政五年(1793)五月付寺院帳(『旧柳河藩誌』二九・三)には「真勝寺 現住恵龍、「大英山照安寺 恵雲」とある。『真勝寺之記』とこれを増広したらしい『永代録』によれば、真勝寺の第九世万映が寛政二年(1790)十一月八日に没し、その叔父の第十世梅映も廿日ほど住持しただけで某年十月廿三日に没すると、恵龍が照安寺から転住して第十一世を襲い、万映妹のカイを娶つて文化三年(1806)に息の龍丸(後の如実院龍泉)を儲け、院家免許と御坊御免を蒙り龍泉院と号し、文政十二年(1829)七月に龍泉を第十二世として照安寺に帰住したものの、龍泉は同年十月七日に廿四歳で没したため、照安寺旧住で恵龍弟の超証院恵雲が真勝寺第十三世になった、という。

そして大正十一年(1922)、恵龍は「立教開宗七百年記念法要ニツキ隠レタル宗門学界ノ功労者」の一人として贈擬講に追賞された(真宗宗典刊行会補編「大谷派本覺沿革略」、同編「真宗大系」目録、真宗宗典刊行会、1925、一五四頁)。

- (25) 本論前掲の対照表に示した如く、幸西の一念義は『源流章』の難関であつてこれを解した書は未だ嘗てない、という文言が経歴「源流章玄叙」にあり、恵龍「源流章玄叙」にない。これもまた、恵龍は先行する経歴「源流章玄叙」の存在を知っていたからだと考えられる。

- (26) 経歴「源流章玄叙」の足本は大正大学付属図書館に一部あるのみ。外題「浄土源流

章玄談 完」、内題「浄土源流章玄談」、尾題「浄土源流章記^畢」、大尾撰号「十嘗経歴識」、本文七十八丁。本論前掲の如く「邪」を譌つて「那」に作るなど、明らかかな形譌字が散見するため原本でない。また、東京大学東洋文化研究所に『源流章玄談』の零本一部(請求記号「子・釈家・宗浄二九」)あり。外題「浄土源流章玄談并私考 全」、扉題「浄土源流章玄談并講録」、内題「浄土源流章玄談」、撰号なし、本文卅五丁で正本の前卅六丁に相当する。

「浄土宗典目録」(『宗教界』一一・一、一九一五、二二頁)に「十嘗経歴」の「浄土源流章私録一卷(写)」が著録されており、これと『源流章玄談』は異名同書であろう。今津洪嶽「藤田寺十嘗経歴和上と其の門流」(前掲)は経歴の「浄土源流章私録一卷(写本)」について「予未だ披見の便を得ず。敢へて博雅の示教を望む所以なり」としており(二二頁)、稀覯書であつたらしい。

(27) 前田慧雲「法然聖人門下諸師の念仏義」(初出1896)、『前田慧雲全集』四、前田慧雲全集刊行会、1931、二七七頁。その後、真宗本派の足利宣正も、「大谷派の恵龍と云ふ人の書きました『源流章玄叙』は名の如く源流章の講釈をしたものであります。源流章の説を取らず、却つて勅修御伝に依つて居ります」とした(『浄土宗の興行と其反動——三朝浄土法門の歴史——』、『信仰界』二七・一〇、1914、三〇頁)。善裕昭も、恵龍「源流章玄叙」は「幸西のいう一念は多念の語とその意味が規定関係がなく、したがつて法然のように一称を意味しない」ことを「見抜いた」と評価しつつも、「生仏」如観のもとに「念を意味づけている」ことについては「『玄義分抄』を読むことができる現在では否定されるべき見解であろう」と批判している(『幸西の仏智一念説について』、『法然学会論叢』八、1992、三四頁、後註五)。

なお、前田は本論前引の如く「勅修伝楷定記等に皆幸西の法門を本覚心性の所談の如く記述しある」と述べるが、西山流深草派の道教顕意「観経疏楷定記」卅六卷にそのような記事は見出し難い。

付記 本稿は、科学研究費助成事業(基盤研究C、課題番号「三K〇〇一一四」)による成果の一部である。